

平成 19 年 3 月 27 日

協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 19 年 3 月 26 日午前 9 時 50 分頃、3 号機タービン建屋地下 2 階において、復水ポンプ*（B）用電動機の点検中に、不要部品取り外しのため絶縁材の除去作業を行っていた協力企業作業員が、誤ってカッターナイフで左手中指を負傷したため、業務車にて病院に搬送しました。

診察の結果、「左第 3 指先端部切創」と診断されました。

なお、本人は診察後、事務所に戻りました。

当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

確認の結果、当該絶縁材の除去作業のためカッターナイフを使用した際、絶縁材が硬いことから力を入れたところ、絶縁材が切れ、絶縁体に添えていた左手中指にカッターナイフが接触して負傷したことがわかりました。

対策として、カッターナイフの刃の向く方向に手を置かないことを協力企業に徹底いたします。

なお、念のため、当該作業および類似作業を行う場合、誤ってカッターナイフが指等に接触しても負傷しないように、金属ワイヤー入り等の手袋を使用します。

以 上

*：復水ポンプ

タービンを回した後の蒸気が海水で冷却され、水に戻ったものを給水ポンプに供給するポンプで全部で 3 台ある。